

百条委員会の公正な運営及び証言環境の確保に関する声明

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会（百条委員会）は、地方自治法第 100 条の規定に基づき設置され、八代市新庁舎建設工事に関する事実関係を調査し、市民に対する説明責任を果たすため、公正かつ厳正な調査を行っている。

委員会における証人は、自由かつ率直に証言できる環境の下で証言することが保障されるべきであり、その環境を確保することは本委員会の重要な責務である。

しかしながら、現在、一部において、証人の証言内容に対する断定的な評価や刑事責任を強く印象付ける発信、委員会運営に関する様々な情報発信等が継続して行われている状況が見受けられる。

また、本件を巡っては、関係者の逮捕及び起訴等が報道されるなど、社会的関心が極めて高い状況にあり、証人を取り巻く状況は一段と緊迫している。

本委員会としては、そのような状況下において、証人が心理的圧力や不安を感じることなく、自由かつ率直に証言できる環境を確保することが不可欠であると考えている。

百条委員会における証言の評価及び偽証の判断は、法令及び議会手続に基づき、本委員会及び議会の権限と責任において行われるべきものであり、外部から先行的又は断定的にこれを決めつけることは、委員会の公正な運営及び調査の独立性に影響を及ぼすおそれがある。

よって、本委員会は、証人に対する圧力と受け取られかねない言動、委員会運営に影響を及ぼし得る断定的な発信及び調査の公正性を損なうおそれのある一切の行為について厳に慎むよう求めるものである。

本委員会は、今後も地方自治法に基づく調査権を適正に行使し、市民の負託に応えるべく、公正かつ厳正な調査を継続するとともに、証人が安心して証言できる環境の確保に万全を期していく。

以上、声明とする。

令和 8 年 6 月 3 日

八代市議会
新庁舎建設工事に関する調査特別委員会